

報告第35号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年12月27日提出

宇治市長 山本 正

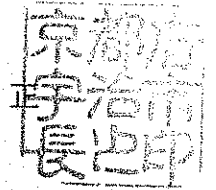
専 決 処 分 書

専決第13号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年12月10日

宇治市長 山 本



損害賠償額の決定について

市は、車両事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 835,800円

2 損害賠償の相手方 住所

[Redacted address information]

氏名

[Redacted name information]

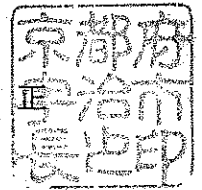
専 決 処 分 書

専決第14号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年12月11日

宇治市長 山 本



損害賠償額の決定について

市は、倒木による霊碑等破損事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 86,400円

2 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]